

原子力事業所安全協力協定 令和2年度年間活動基本計画

基 本 方 針

原子力事業所安全協力協定（以下、「東海ノア協定」と言う）の趣旨に沿い、引き続き自主保安に係る点検協力活動、安全教育に係る協力活動、情報等の交換に係る協力活動を通じて、東海ノア協定加盟事業所の施設の安全確保と従業員の資質の向上を図るとともに、安全意識の高揚に努める。

また、緊急事態発生時における協力活動に備え、緊急事態を想定した協力活動訓練を行うとともに、協力体制の整備を図る。

東海ノア協定に基づく活動については、東海ノア協定ホームページを活用し、原子力事業所の安全に対する取組みを幅広く紹介する。

なお、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」が提言されたことを踏まえ、本計画の協力活動を実施するに当たっては、適宜、「3密」の回避やオンライン会議の活用等を取り入れることとする。

別添1　自主保安に係る点検協力活動

別添2　安全教育に係る協力活動

別添3　情報等の交換に係る協力活動

別添4　緊急事態を想定した協力活動訓練

別添5　令和2年度 年間活動基本計画表

自主保安に係る点検協力活動

1. 方針

事故・トラブルの発生防止への取り組み及び意見交換を重視した点検協力活動を実施し、その結果を他の協定加盟事業所に紹介することにより、各事業所の安全確保に役立てる。

対象事業所は1事業所とする。

2. 令和2年度予定の対象事業所

日本照射サービス株式会社 東海センター

実施時期等の詳細については、年間活動基本計画に沿って対象事業所と調整するものとする。

3. 実施体制・方法

点検協力チームを編成して、点検協力活動を実施する。

(1) 点検協力実施者は、原子炉施設、核燃料物質取扱施設又は放射性物質取扱施設において、安全管理、防火管理等を担当する者の中から選任し、3名以上で構成されるグループ体制で実施する。

(2) 点検協力実施者の選任にあたっては、対象事業所と事前に調整する。

令和2年度点検協力チームの予定対象事業所

- ・日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
- ・公益財団法人 核物質管理センター 東海保障措置センター
- ・日本核燃料開発株式会社

(3) 実施要領を作成し、活動推進幹事会において承認を得る。

4. 点検結果の報告・配信

点検結果は、活動推進幹事会へ報告するとともに、協定加盟事業所へ配信する。

安全教育に係る協力活動

1. 安全教育研修

日本原子力研究開発機構原子力人材育成センター及び日本原子力発電株式会社東海事業本部東海総合研修センターの協力を得て、協定加盟事業所の従業員の資質向上のため、初心者等を対象とした教育研修を行う。教育研修の内容の検討にあたっては、原子力機構での研修では、放射線と放射性物質についての概要と実習、原電での研修では、実用炉の安全確保の方策、運転・保守技術の概要と実習を行う等、両事業所の得意な分野を活かした特徴のある講義や実習内容とする。

2. 講演会・講習会

各事業所が、従業員向けに実施する安全管理に係る講演会・講習会等のうち、協定加盟事業所に開放可能なものを積極的に活用する。

実施に係る案内は、情報の発信元となる事業所からそれぞれ加盟事業所及び事務局に募集案内を行うものとする。

3. 自衛消防隊研修

防火安全体制の充実強化、自衛消防隊における迅速かつ的確な初期消火体制の強化等を図ることを目的に、協定加盟事業所の自衛消防隊員を対象とした消防研修を実施する。本研修には、茨城県、茨城県立消防学校、原子力事業所立地市町村消防本部の指導、協力を得ている。

情報等の交換に係る協力活動

1. 交換情報

(1) 情報交換する項目

① 法令報告事象などプレス発表された事故、トラブル情報

(2) 各事業所の判断で情報交換するもの

① フォーラムの開催等安全管理上有益な情報

(加盟事業所が参加可能なものの)

② 緊急時を想定した訓練に係る情報

(加盟事業所が視察可能なものの)

③ 安全管理に有用な情報

・安全管理に関する報告書等

・安全管理に係るマネジメント・システムへの取り組み状況や
安全管理上参考となる情報

2. 実施方法

上記1.(1)に関し、情報の発信元となる事業所からそれぞれ加盟事業所及び事務局に発信を行うものとする。

なお、昨今の情勢を鑑み、軽微なトラブル情報（新聞に記載される又は他事業所に水平展開を行うことが適切な情報）も、できる限り前広に情報交換する。

また、上記1.(2)によるもので加盟事業所が参加可能な情報についても発信元となる事業所から加盟事業所及び事務局に募集案内を行うものとする。

緊急事態を想定した協力活動訓練

1. 訓練

通報連絡担当者及び協力活動本部要員への通報連絡を迅速に行い、協力活動本部員の出動及び協力活動本部体制・活動内容の妥当性を確認するため、通報連絡を主体とした総合訓練を行う。

(1) 訓練の実施計画

訓練の実施方法については、実施計画を作成し、活動推進幹事会の承認を得る。

(2) 訓練の実施結果

訓練の実施結果については、協定加盟事業所へ配信するとともに、緊急事態協力活動要領等の見直し及び対応体制の整備に反映させる。

2. 協力体制の整備

緊急事態発生時の協力要請に備え、人事異動等による協力活動本部要員の変更を反映した連絡体制の整備、応援用資機材の台帳整備等を行う。

令和2年度 年間活動基本計画表（原子力事業所安全協定運営要項第2条第1項に基づく）